

文部科学省初等中等教育局  
局長 高橋道和 様

全国高等学校長協会  
会長 宮本久也  
(公印省略)

文部科学省から提示された「学校教育法施行規則の一部を改正する省令案及び高等学校学習指導要領案」に対して、下記の通り意見を述べます。

## 記

「高等学校学習指導要領案」の「総則」にある「基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育む」という趣旨や、「主体的・対話的で深い学び」を目指すという授業形態の改善については、求める学力の理想的な姿という観点から見て、方向性としては適切であると考え、到達目標として評価するものである。

この目標に向けて、各学校内においてそれぞれの教員が目前の生徒の実態に合わせ、自らの授業内容を生徒にとって過度の負担とならないように徐々に改善していく工夫と努力が必要であり、学校管理者としてその実現へ向けた指導を的確に行う必要があると考える。

しかしこの実行に対しては、管理職・教員の努力に加えて客観的な条件整備が不可欠である。今回の「案」においては「教育内容を維持する」との記載があるように、知識・技能部分の内容について現行学習指導要領からの削減はなされていないと思われる。その状況の中で、「案」の総ページ数が現行学習指導要領と比較して1.5倍と大幅に増加しているという現実がある。これは、全ての教科に3つの柱の記載がなされているという理由ばかりでなく、英語の単語数増に代表されるように各教科で教えるべき内容もその詳細さを含めて増加した結果であると考えられる。

加えて、授業形態において「主体的・対話的で深い学び」への変更も求められている。「主体的・対話的で深い学び」の視点が重要であるという認識に異存はないが、この形態の授業においては、これまでの知識内容中心の授業と比較すると時間的授業効率の低下は避けられないことが推測される。今回の「案」において単位数の増はないという条件の下で、上記のように、知識として求めている内容が現行学習指導要領と大きくは異ならず、むしろ増加している部分もある「案」に沿った授業を、時間的授業効率の低下が予測される状況下で実施することは、「『案』が求めている学力」に対する十分な効果を生み出すことに困難を来すのではないかと危惧を抱いている。

授業形態の目標への移行に際しては文部科学省として、この予想される窮状への対応策に関する新たな政策提示を願うところである。

更に、授業の形態転換を実行していく中で、教員の授業準備に費やされる時間や必要とするエネルギーがこれまでより多くなることが予測され、教員の「働き方改革」が唱えられ教員の負担をいかに減じるかの論議がなされているという現状の動きに抵触することにならないかの危惧を抱いている。

この課題の解決には、教員の執務環境を改善する諸施策の実行が必要不可欠となる。教員の定数増、1クラスの生徒定数減等の政策実行により、濃密な教育が可能となる環境改善を改訂学習指導要領実施と並行して実現してもらいたい。この実現のために、文部科学省内における各部局連携強化と共に、予算設定を含めた案件についての関係省庁連携強化により、将来に向けた有能な国民を育成するための条件整備に尽力していただきたい。

今一つの環境整備要件としては、高大接続改革における校種間接続についての課題解決がある。この中でも、高等学校在籍生徒や保護者の関心が高い大学等への入学に際して、各大学等が入学希望者に対してどのような資質・能力を要望するのかが、入学者選抜方法・選抜内容という具体的な面で高等学校として看過できない要件となる。現在検討されている大学入学共通テストや各大学等が今後実施する個別選抜の内容等を今回提示された高等学校学習指導要領案の内容に沿ったものにすることを要望する。また、ある大学では「主体的・対話的で深い学び」に沿った内容の入学選抜、ある大学では従来通りの知識内容のみを問う入学選抜を実施する等、大学等によって求める資質に差が生じることで入学選考に対応する学習内容が異なるような事態が生ずると、複数の大学等を受験する生徒にとって対応の混乱を招き、負担が大きくなることが予想される。このようなことは高等学校教育全体に負の影響を及ぼし、改訂学習指導要領に基づく教育の定着に支障が生じることも危惧されるところである。このような事態を避けるためにも、学習指導要領設定者としての文部科学省が責任をもって、各大学等の入学者選抜方法・選抜内容の方向性を適切に管理していただきたい。